

令和８年度 新宿区立保育園・子ども園障害児保育一般補助員 募集案内

この採用選考は、新宿区保育園・子ども園障害児保育補助員の採用予定者を決定するために実施いたします。

１ 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数	備考
福祉系	保育園・子ども園障害児保育一般補助員	５名	

２ 身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員（一般職）

３ 職務内容

保育園及び子ども園の園長の指示を受けて保育業務に従事し、保育士を補助する。

４ 勤務場所及び任用期間等

（１）勤務場所等

- ① 新宿区立東五軒町保育園 保育園障害児保育一般補助員 １名

住所：東京都新宿区東五軒町５－２４

勤務時間：９時００分から１６時００分まで 実働６時間、休憩時間６０分

週休日：原則として土・日曜日

- ② 新宿区立高田馬場第二保育園 保育園障害児保育一般補助員 １名

住所：東京都新宿区高田馬場１－４－１７

勤務時間：９時００分から１６時００分まで 実働６時間、休憩時間６０分

週休日：原則として土・日曜日

- ③ 新宿区立西新宿子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 １名

住所：東京都新宿区西新宿４－３５－５

勤務時間：９時００分から１６時００分まで 実働６時間、休憩時間６０分

週休日：原則として土・日曜日

- ④ 新宿区立柏木子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 １名

住所：東京都新宿区北新宿２－３－７

勤務時間：９時３０分から１６時３０分まで 実働６時間、休憩時間６０分

週休日：原則として土・日曜日

⑤ 新宿区立おちごなかい子ども園 子ども園障害児保育一般補助員 1名

住所：東京都新宿区中井1-8-12（乳児園舎）

東京都新宿区上落合3-1-6（幼児園舎）

勤務時間：9時00分から16時00分まで 実働6時間、休憩時間60分

週休日：原則として土・日曜日

（2）任用期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

5 受験資格

保育士資格または、幼稚園教諭、看護師のいずれかの資格

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （5）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

※2 上記全ての業務に従事する者は令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下こども性暴力防止法と記載）に基づき、特定性犯罪の事前確認、犯罪事実確認の対象となります。このため、予め、採用選考過程において、書面により、特定性犯罪の有無について申告していただきます。

※3 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

6 選考方法、日時及び場所

日時・会場	令和8年10月6日（火）午前 新宿区役所 ※面接時間等の詳細は、郵送にてお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接後10日以内に通知します。 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

7 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区子ども家庭部保育課で配布します。また、新宿区ホームページの「保育園・子ども園等」にある「保育園・子ども園の保育補助員等(会計年度任用職員)の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 作文（400字詰め原稿用紙1枚程度に志望動機を自筆で記入） ・ 資格証のコピー ・ 返信用封筒 ※長形3号にご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの <郵送の場合> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、作文、返信用封筒を入れ、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期限	令和8年9月28日(月) 午後5時 まで(必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

8 勤務条件

勤務時間	勤務時間は、「4. 勤務場所及び任用期間等」のとおり 週5日勤務（週30時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
------	---

休日等	週休日は、「４．勤務場所及び任用期間等」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 (無給休暇) 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 ２４２，４７６円（地域手当相当分を含む。） ・期末手当（賞与）支給（一定の勤務要件あり） ・通勤費用 上限額 月額５５，０００円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり 同一の職が翌年度も設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は、年度末年齢７０歳(技能系の職は６７歳)が、上限年齢となります。 ※ 任期を定めた任用であり、再度の任用を上限年齢まで保障するものではありません。 ※ 公募による再度の任用については、年齢制限はありません。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

10 こども性暴力防止法の施行に伴う対応について（参考）

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの